

セキュリティYOROZU相談サービス利用規約 【現改比較表】 2025年4月10日現在

～2024年2月20日

2025年4月14日～

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、セキュリティよろず相談、セキュリティヘルスチェックレポート、メールマガジン配信及び情報漏えいリスク診断の各機能を組み合わせた基本メニューと、セキュリティヘルスチェックレポートを利用するための専用ソフトウェア（以下「専用ソフトウェア」といいます。）を追加の端末へインストールするためのヘルスチェック追加ID及び専用ソフトウェアへWebフィルタリング機能を追加するオプションメニューにて構成されます。
- なお、各機能の詳細は、サービス機能説明書にて規定します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気通信設備をいいます。
- (2) 「本サービス」とは、セキュリティよろず相談、セキュリティヘルスチェックレポート、メールマガジン配信及び情報漏えいリスク診断、**東京海上日動火災保険株式会社が当社を保険契約者、本サービスの契約者を被保険者として提供するサイバーリスク保険**の各機能を組み合わせた基本メニューと、セキュリティヘルスチェックレポートを利用するための専用ソフトウェア（以下「専用ソフトウェア」といいます。）を追加の端末へインストールするためのヘルスチェック追加ID及び専用ソフトウェアへWebフィルタリング機能を追加するオプションメニューにて構成されます。なお、各機能の詳細は、サービス機能説明書にて規定します。